

自己申告制度規程

第1条（総則）

この規程は、業務や職業生活に関する社員の希望と意見を、配置転換、能力開発、教育訓練等に反映することにより、企業活力の向上と体質強化を図ることを目的として導入する自己申告制度の取扱いについて定めたものである。

第2条（対象者）

自己申告制度の対象者は、全社員とする。

第3条（申告事項）

会社が社員に対して申告を求める事項は以下の各号のとおりとする。

- 現在の職務に関する評価
- 職能開発（研修・教育）の実績と希望
- 今後担当したい職務の内容
- 勤務地についての希望

第4条（申告の方法）

前条による自己申告は「自己申告書」によって行うものとする。

第5条（提出）

自己申告書は所属課長を通じて、人事部長に提出するものとする。

第6条（提出時期）

自己申告書の提出時期は毎年1月とする。

第7条（面談）

社員は自己申告書に記入後、所属課長との間で、能力開発の方向および仕事への取り組み等に関して面談を行うものとする。

付 則

この規程は 年 月 日より施行する。